

入札参加の心得

(各共通財産の留意事項)

- 1 公売は、現況有姿により行うものであるため、次の留意事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。
- 2 公売の条件や公売財産の概要については、各執行機関（県または市町村をいう。以下同じ）が各庁舎の掲示板に掲示する「公売公告」で確認してください。
- 3 入札に際しては、あらかじめ公売財産を確認し、不動産については、登記簿等を閲覧した上で入札してください。
 - (1) 公売財産の面積等は公簿上によるものです。現況と異なる場合は、現況を優先します。そのため、あらかじめその現況（物件の状態等）及び関係公簿等をご自身で確認の上、入札してください。
 - (2) 執行機関は、公売財産の種類又は品質に関する不適合についての担保責任等を負いません。
 - (3) 執行機関は公売財産の引渡し義務を負わないため、使用者又は不動産の占有者に対して明渡しを求める場合や、建物等の不動産内にある動産の処理などは全て買受人の責任において行うこととなります。
 - (4) 公売財産にかかわる建ぺい率・容積率は、その地域の都市計画法上の一般的な率を記載しています。
 - (5) 土地の境界については隣地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。
 - (6) 土壌汚染やアスベスト、シロアリ被害等の専門的な調査は行っていない。そのような調査が行われている場合は各財産の特記事項に調査の内容等の記載があります。
 - (7) 法令等の規定により入札等の手続が停止（換価制限）となる場合があります。
 - (8) 落札後の権利移転に伴う費用（移転登記に係る登録免許税、登記嘱託書等の郵送料等）は、買受人の負担となります。
- 4 本誌に掲載されている公売財産は、公売を中止する場合がありますので、入札前に中止の有無をお問い合わせください。
- 5 その他、入札の手続き等の詳細については、「公売のしおり」をご覧ください。